契約の保証について

落札者は、別添2工事請負契約書(案)の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書 〔注〕
 - ア 保管金領収証書(保管金取扱店名記載)は、契約保証金の金額と同額の金額 の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - イ 保管金領収証書は、歳入歳出外現金出納官吏(官職及び氏名を記載)あてと すること。
 - ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、契約担当官等の指示に従うこと。
 - エ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、 会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- オ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払 渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- (2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管 有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注]

- ア 政府保管有価証券払込済通知書(保管有価証券取扱店名記載)は、契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書は、政府保管有価証券取扱主任官(官職及び 氏名を記載)あてとすること。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて は、契約担当官等の指示に従うこと。
- エ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- オ 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有 価証券払渡請求書を提出すること。
- (3) 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書 [注]
 - ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、

水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- イ 保証書は、契約担当官等(官職及び氏名を記載)あてとすること。
- ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支 払いであること。
- エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される 工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- カ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する 場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ケ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払 われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- コ 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- (4)債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

〔注〕

- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を 保証する証券である。
- イ 公共工事履行保証証券は、契約担当官等(官職及び氏名を記載)あてとする こと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとすること。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (5)債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券 [注]
 - ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保証証券は、契約担当官等(官職及び氏名を記載)あてとすること。

- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約 担当官等の指示に従うこと。
- ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。